

東京都診療・検査医療機関休日小児診療促進事業実施要綱

制 定 4 福保感事第 5 3 4 号
令和 4 年 4 月 2 8 日
改 正 4 福保感事第 3 4 8 7 号
令和 5 年 1 月 1 2 日
改 正 4 福保感事第 4 8 9 3 号
令和 5 年 3 月 7 日

(目的)

第 1 条 本事業は、診療・検査医療機関の休日（土曜日午後、日曜日及び国民の祝日等）における、新型コロナウイルス感染症の疑いがある小児（15歳未満）の診療及び検査並びに新型コロナウイルス感染症の小児陽性者への診療を促進させることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 この要綱に基づき、東京都（以下「都」という。）は、事業の目的を達成するために次に掲げる業務を実施する。

- (1) 休日に小児の診療（検査）を行った医療機関への支援金の支給
- (2) その他必要な業務

(実施主体)

第 3 条 この事業の実施主体は、都とする。ただし、都は、前条に係る事業の一部について、当該事務を適切に行える法人等に委託することができる。

(対象医療機関)

第 4 条 この事業の支援金を支給する対象医療機関は、小児の診療に対応する旨を都に登録した診療・検査医療機関とする。

(診療の対象患者)

第 5 条 この事業の診療対象となる患者は、次に掲げる患者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の疑いがある 15 歳未満の小児患者
- (2) 新型コロナウイルス感染症陽性の 15 歳未満の小児患者

(支援金の支給額)

第 6 条 この事業の支援金の金額は、予算の範囲内で別途定めるものとする。

(実績報告)

第 7 条 支援金の支給を受けようとする対象医療機関は、実績報告を別に定める書式により都に

提出しなければならない。

(支給)

第8条 都は、対象医療機関より前条による実績報告の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められる場合は支援金を支給する。

2 都は、前項に定める審査のため、必要に応じて対象医療機関に対し、調査、報告その他の措置を求めることができる。

3 対象医療機関は、前項に定める調査、報告その他の措置の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(決定の取消し)

第9条 知事は、支援金の支給決定をした対象医療機関が、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けたとき、又は受けようとしたときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第10条 第9条第2項の規定により、支給決定の全部又は一部の取消しをした場合において、支援金の返還を命じたときは、対象医療機関は、当該命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が対象医療機関に対し、支援金の返還を命じた場合において、当該医療機関がこれを納期日までに納付しなかったときは、当該医療機関は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第11条 知事は、対象医療機関に対し支援金の返還を命じ、当該医療機関が当該支援金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該医療機関に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月12日に施行し、令和4年12月3日から適用する。

附 則

この要綱は、決定日に施行し令和5年4月1日から適用する。

なお、令和5年3月31日以前に実施された診療（検査）については、従前の規定を適用する。